

大野町 猶予の申請の手引き

令和3年3月版

◆町税の猶予制度

町税は定められた納期限までに納付（納入）していただくことが定められています。

しかし、一定の要件に該当し、町税を一時に納付することができない場合には、申請することにより、1年以内の期間に限り、町税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。

徴収猶予	災害、病気、事業の休廃業などによって、町税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。 また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した町税を一時に納付することができないと認められる場合は、その町税の納期限までに申請することにより、町税の徴収が猶予されます。
換価の猶予	町税を一時に納付することによって事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする町税の納期限から6か月以内に申請することにより換価の猶予が認められる場合があります。 ※申請する町税以外の町税に滞納がある場合は、原則として、換価の猶予の申請はできません。

◆猶予の効果

徴収猶予	①1年を限度に町税の徴収が猶予されます。 ②新たな督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません。 ③すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。 ④徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
換価の猶予	①すでに差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。 ②差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。 ③換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。 ※督促状は法令の規定により送付されます。

◆手続きの流れ

① 猶予を受けるための要件の確認

徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ●災害、病気、事業の休廃業などによって、町税を一時に納付することができないと認められるとき。(⇒4 ページ) ●本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した町税を一時に納付することができないと認められるとき。(⇒4 ページ) <p>※その町税の納期限までに申請する必要があります。</p>
換価の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ●町税を一時に納付することによって事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められるとき。(⇒9 ページ) <p>※猶予を受けようとする町税の納期限から6か月以内に申請にすることが必要です。</p> <p>※申請する町税以外の町税に滞納がある場合は、原則として、換価の猶予の申請はできません。</p>



② 申請書の作成・提出

「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」に必要な書類を添付して、大野町役場総務部税務課へ提出します。

申請書	徴収猶予申請書
	換価の猶予申請書
添付書類	財産収支状況書（猶予を受けようとする額が100万円以下の場合）
	収支の明細書（猶予を受けようとする額が100万円を超える場合）
	財産目録（ ” ）



③ 提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。

なお、申請書等に不備がある場合は、一定期間内に補正をしていただく必要があります。

猶予が許可された場合
猶予が許可された場合は、「徴収猶予許可通知書」(又は「換価の猶予許可通知書」)が送付されます。送られた通知書に記載された分割納付計画のとおり納付(納入)してください。

不許可となる場合
一定の場合には、猶予が許可されない場合があります。この場合には、「徴収猶予不許可通知書」(又は「換価の猶予不許可通知書」)が送付されます。



完 納
本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取消し等
一定の場合には、猶予が取り消されることがあります。なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更が認められることがあります。

I 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①～④のすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ①次のいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰すことができないやむを得ない理由により生じたものに限ります。以下、「猶予該当事実」と言います。）があること。
(ア)納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。
(イ)納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
(ウ)納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
(エ)納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。（※1）
(オ)納税者に上記(ア)～(エ)に類する事実があったとき。（※2）
- ②猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき町税を一時に納付することができないと認められるとき。
- ③「徴収猶予申請書」が大野町役場総務部税務課に提出されていること。
- ④原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。（※3）

※1：「納税者がその事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下、「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前の1年間（以下、「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること）を言います。

※2：「(ア)～(エ)に類する事実」のうち、「(エ)納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることを言います。

※3：次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ①猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ②猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

2 本来の納期限から1年以上経過した後納付すべき町税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①～④のすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ①法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した町税があること。
- ②納税者が①の町税を一時に納付できない理由があると認められること。
- ③やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の町税の納期限までに「徴収

猶予申請書」が大野町役場総務部税務課に提出されていること。

④原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

(担保について ⇒ 14ページ「⑨ 担保」参照)

※例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる町税が該当します。

修正申告書を提出する場合には、町に提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。

※担保についての取扱いは、上記「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予」の場合と同様です。

3 猶予期間

徴収猶予が受けられる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納できると認められる期間です。なお、徴収猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に大野町役場総務部税務課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合、次の書類を提出してください。

①猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額	
100万円以下の場合(※1)	100万円を超える場合(※1)
<p>○徴収猶予申請書 (書き方は、11～14ページ)</p> <p>○災害等により納付困難となった場合に猶予を申請する場合は、猶予該当事実があることを証する書類(※2、3)</p> <p>●「財産収支状況書」</p>	<p>○徴収猶予申請書 (書き方は、11～14ページ)</p> <p>○災害等により納付困難となった場合に猶予を申請する場合は、猶予該当事実があることを証する書類(※2、3)</p> <p>●「収支の明細書」</p> <p>●「財産目録」</p>

②担保の提供に関する書類 (担保について ⇒14ページ「⑨ 担保」参照)

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは大野町役場総務部税務課までお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合は、提出不要です。

※1：未確定の延滞金は含みません。

※2：災害、病気等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、大野町役場総務部税務課にご相談ください。

※3：猶予該当事実があることを証する書類には、たとえば次のようなものがあります。詳しくは大野町役場総務部税務課にお尋ねください。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

5 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や書類の記入に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、大野町から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記入された内容（猶予該当事実、町税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問や帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

6 猶予が許可された場合

徴収猶予が許可された場合には、「徴収猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている町税を納付してください。

なお、大野町役場での審査結果により、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合には、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ①猶予の要件に該当しないとき。
- ②申請者について強制換価手続(※1)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が町税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする町税を猶予期間内に完納することができると認められないとき。
- ③申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。(※2)
- ④不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。(※3)

※1：「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等をいいます。

※2：「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3：「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の町税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（徴収猶予該当事実①～④）が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合などを除きます。）などが該当します。

8 猶予の取消し

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

- ①猶予を受けている者について、「不許可となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている町税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ②猶予を受けている町税を「徴収猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりになししないとき。
- ③町長が行った担保変更等の求めに応じないとき。
- ④猶予を受けている町税以外に新たに納付すべきこととなった町税が滞納となったとき。(※)
- ⑤偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

※猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。やむを得ない理由がある場合は大野町役場総務部税務課へご相談ください。

なお、徴収猶予の取り消しを決定する前には、①の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取します。

ただし、正当な理由がなく弁明をしない場合(※1)は、弁明を聴取することなく猶予が取り消されます。

※1：「正当な理由がなく弁明しないとき」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいいます。

9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

猶予に係る町税が納期限到来前である場合には、通常の納期限によって納付することとなります。

また、既に納期限が到来している場合は、ただちに納付(納入)することとなります。納付の手続については、所定の納付書に現金を添えて、金融機関等で納付してください。

II 換価の猶予

1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①～⑤のすべてに該当する場合は、換価の猶予を申請することができます。

- ①町税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。（※1）
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること。（※2）
- ③換価の猶予を受けようとする町税以外の町税の滞納がないこと。
- ④納付すべき町税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が大野町役場総務部税務課に提出されていること。
- ⑤原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。（※3）

※1：「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお町税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、町税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2：「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその町税を優先的に納付する意思を有していると町長が認めることができることをいいます。

※3：次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ①猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ②猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができる」とされている種類の財産がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年(※)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納できると認められる期間に限られます。なお、換価の猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※換価の猶予を受けた後に、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に大野町役場総務部税務課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

①猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額	
100 万円以下の場合(※1)	100 万円を超える場合(※1)
○換価の猶予申請書 (書き方は、15～17ページ) ●「財産収支状況書」	○換価の猶予申請書 (書き方は、15～17ページ) ●「収支の明細書」 ●「財産目録」

※1 未確定の延滞金は含みません。

② 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類は、徴収猶予の申請の場合と同様です。

(⇒5ページ「②担保の提供に関する書類」、14ページ「⑨ 担保」参照)

4 提出された申請書等の審査

換価の猶予の申請があった場合の「提出された申請書等の審査」から「猶予の取消し」の手続きは、「**I 徴収猶予**」の場合と同様です。(⇒6～8ページ)

ただし、換価の猶予の取り消しの場合は、弁明をすることはできません。

Ⅲ 申請書・添付書類の書き方

1 「徴収猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合には「財産収支状況書」を「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

様式第 1 号

徴 収 猶 予 申 請 書

(申請先) 大野町長

地方税法第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

		申請年月日	令和 3 年 3 月 1 日				
申 請 者	住 所 所在地	〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 8 0 番地 電話番号 0585 (34) 1111					
	氏 名 名 称	大野 太郎					
納 付 (納 入) す べ き 町 税 等							
年度	税 目	期(月)	納期限	税 額	督 促 手数料	延 滞 金額等	備 考
R2	固定資産税	3	R2.12.25	円 120,000	円 100	法律による金額 円	
R2	固定資産税	4	R3.3.1	円 120,000			
上記のうち徴収猶予を受けようとする金額				120,000	100		
地方税法第 15 条第 1 項各号に 該当する事実							
徴収猶予に係る徴収金を一時に 納付(納入)することができない 事情の詳細							
納 付 (納 入) 計 画	年 月 日	金額 (円)	年 月 日	金額 (円)	年 月 日	金額 (円)	
	R3.3.31	15,000	R3.8.2	15,000			
	R3.4.30	15,000	R3.8.31	15,000			
	R3.5.31	15,000	R3.9.30	15,000			
	R3.6.30	15,000	R3.11.1	15,100			
猶予を受けよう とする期間	令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 11 月 1 日まで 8 か月間						
担 保	種類、数量、価額及び所在又は 提供することができない特別の事情						
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類 <input type="checkbox"/> その他 ()						

① 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

② 申請者

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号（携帯電話も可）、氏名（又は名称）を記入してください。申請者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記入してください。

③ 納付（納入）すべき町税等

徴収猶予を申請するときに、未納となっている町税（納期未到来分も含む。）をすべて記入してください。

④ 上記のうち徴収猶予を受けようとする金額

納付（納入）すべき町税等のうち、猶予を受けようとする金額が 100万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「1 現在納付可能資金額」の太枠の「現在納付可能資金額」を、猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合は、「財産目録」の「2 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額」を差し引いた金額を差し引いた金額を記入します。

なお、災害等により納付困難となった場合に徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損害を受けた金額(※)が、猶予を認められる限度額となります。

※支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損害を受けた金額から差し引きます。

⑤ 地方税法第15条第1項各号に該当する事実

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記入します。

なお、本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき町税が確定した場合の徴収猶予を申請する場合には記入する必要はありません。

⑥ 徴収猶予に係る徴収金を一時に納付（納入）することができない事情の詳細

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金を支出し、又は損害を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができない原因になっている事情の詳細を具体的に記入します。

【災害、病気、事業の休廃止、事業上の著しい損失等による場合の記入例】

猶予該当事実の種類	猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
災害等	〇〇年9月〇日、台風〇号により店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の修理が必要となった。	店舗の床上浸水のため、修理を行った。その修理のための費用として、〇〇万円を要した。

病気・負傷	〇〇年9月〇日に交通事故に遭い、3か月間〇〇病院に入院し、現在も通院中である。	〇〇病院に、入院及び治療費として〇〇年9月から12月までの間に98万円を支払った。〇〇保険から保険金として30万円を受け取っているため、差引金額の68万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に同業者が出店した〇〇年9月以降、売上が60%減少した。同年12月に従業員全員を解雇し、自店を閉店、廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失100万円及び解雇した従業員に支払った退職金150万円である。この合計250万円が、猶予該当事実があったことによる支出・損失である。
事業上の著しい損失	〇〇年3月期は200万円の利益があったが、当社製品の原料である××の仕入れ価格が高騰したことにより、9月期は150万円の損失となった。	〇〇年9月期の損失のうち、〇〇年3月期の利益額である200万円の2分の1を超える50万円が、猶予該当事実があったことによる損失である。

【本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき町税が確定した場合の記入例】

猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
記入の必要はありません。	納付すべき税額50万円のうち、納期限までに納付できる金額は20万円であり、残りの30万円は一時に納付することができない。

⑦ 納付（納入）計画

最長1年の範囲内で、猶予を受ける徴収金を分割で納付する期限と額を記入します。

【猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合】

→「財産収支状況書」の「3分割納付計画」欄から転記します。

【猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合】

→「収支の明細書」の「6分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤分割納付金額」欄を転記します。

⑧ 猶予を受けようとする期間

この欄には「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次のような場合はそれぞれの日となります。

①申請書を提出する日が猶予を受けようとする町税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日

②災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日とすることができます。

⑨ 担保

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には、担保として提供するものについて記入します。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100 万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- ③ 担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産（※）がないなど）がある場合

※担保として提供できる財産の種類

- (ア) 国債及び地方債
- (イ) 社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券で町長が確実と認めるもの
- (ウ) 土地
- (エ) 保険に付した建物等
「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。
 - a) 建物
 - b) 立木
 - c) 登記される船舶
 - d) 登録を受けた航空機
 - e) 登録を受けた自動車
 - f) 登記を受けた建設機械
- (オ) 鉄道財団等の財団
- (カ) 町長が確実と認める保証人の保証

2 「換価の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合には「財産収支状況書」を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

様式第5号

換 価 の 猶 予 申 請 書

(申請先) 大野町長

地方税法第15条の6第1項の規定により、下記のとおり換価の猶予を申請します。

	申請年月日	令和3年3月1日
--	-------	----------

申請者	住所	〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地				
	所在地	電話番号 0585 (34) 1111				
	氏名	大野 太郎				
	名称					

納 付 (納 入) す べ き 町 税 等

年度	税目	期(月)	納期限	税額	督促手数料	延滞金額等	備考
R2	固定資産税	3	R2.12.25	円 120,000	円 100	法律による金額 円	
R2	固定資産税	4	R3.3.1	120,000			
上記のうち換価の猶予を受けようとする金額				120,000	100		

換価の猶予に係る徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

--	--	--

納付(納入)計画	年 月 日	金額(円)	年 月 日	金額(円)	年 月 日	金額(円)
	R3.3.31	15,000	R3.8.2	15,000		
	R3.4.30	15,000	R3.8.31	15,000		
	R.3.5.31	15,000	R3.9.30	15,000		
	R3.6.30	15,000	R3.11.1	15,100		

猶予を受けようとする期間	令和3年3月1日から令和3年11月1日まで8か月間
担 保	種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情
添付書類	<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類 <input type="checkbox"/> その他()

① 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

② 申請者

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号（携帯電話も可）、氏名（又は名称）を記入してください。申請者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記入してください。

③ 納付（納入）すべき町税等

換価の猶予を申請する時点で、未納となっている町税（納期未到来分も含む。）をすべて記入してください。

④ 上記のうち換価の猶予を受けようとする金額

納付（納入）すべき町税等のうち、猶予を受けようとする金額が100 万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「1 現在納付可能資金額」の太枠の「現在納付可能資金額」を、猶予を受けようとする金額が100 万円を超える場合は、「財産目録」の「2 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額」を差し引いた金額を差し引いた金額を記入します。

⑤ 換価の猶予に係る徴収金を一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

町税を一時に納付（納入）することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を具体的に記入します。

《記入例》

個人事業で運送業を営んでいるが、主要取引先である〇〇電機工業の倉庫移転に伴って、〇〇電機工業からの請負の継続が困難となり、契約を解消した。

売上の5割程度が〇〇電機工業との契約によるものだったため、資金繰りが悪化した。現在は事業経費や生活費の見直しを行い、燃料費等の経費を捻出している状態である。

今月の売上金を町税の支払に充てると、燃料費等の支払ができなくなり、事業の継続ができなくなる。

⑥ 納付（納入）計画

最長1年の範囲内で、猶予を受ける徴収金を分割で納付する期限と額を記入します。

【猶予を受けようとする金額が100 万円以下の場合】

→「財産収支状況書」の「3 分割納付計画」欄から転記します。

【猶予を受けようとする金額が100 万円を超える場合】

→「収支の明細書」の「6 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤ 分割納付金額」欄を転記します。

⑦ 猶予を受けようとする期間

「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき町税の法定納期限以前に申請をする場合は、その町税の法定納期限の翌日とします。

⑧ 担保

14 ページ「⑨ 担保」と同様です。